

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 4 5 号	令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 6 号） について	資料 3
議案第 4 6 号	令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について	資料 3
議案第 4 7 号	令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正 予算（第 1 号）について	資料 3
議案第 4 8 号	令和 5 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）について	資料 3
議案第 4 9 号	令和 5 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）について	資料 3
議案第 5 0 号	令和 5 年度御殿場市上水道事業会計補正予算 （第 1 号）について	資料 4
議案第 5 1 号	令和 5 年度御殿場市公共下水道事業会計補正予算 （第 1 号）について	資料 4
議案第 5 2 号	御殿場市教育支援センター設置条例制定について	1
議案第 5 3 号	御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について	3
議案第 5 4 号	御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 制定について	7
議案第 5 5 号	御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例制定 について	8
議案第 5 6 号	御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する 条例制定について	1 0
議案第 5 7 号	御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機 器）の取得について	1 4
議案第 5 8 号	板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地処分に ついて	1 5

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 5 9 号	御殿場市宮駅南駐車場の指定管理者の指定について	1 6
議案第 6 0 号	御殿場市総合体育施設の指定管理者の指定について	1 7
議案第 6 1 号	御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理者の指定について	1 8
議案第 6 2 号	秩父宮記念公園の指定管理者の指定について	1 9
議案第 6 3 号	御殿場市東山旧岸邸の指定管理者の指定について	2 0
議案第 6 4 号	御殿場市小山町土地開発公社定款の変更について	2 1
議案第 6 5 号	市道路線の廃止について	2 3
議案第 6 6 号	市道路線の認定について	2 4
同意第 2 号	御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 5

議案第 52 号

御殿場市教育支援センター設置条例制定について

御殿場市教育支援センター設置条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市教育支援センター設置条例

(設置)

第 1 条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 2 条第 3 号に規定する不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、御殿場市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
御殿場市教育支援センター	御殿場市板妻 101 番地の 6

(管理及び運営)

第 3 条 教育支援センターは、御殿場市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、運営する。

(業務)

第 4 条 教育支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育支援センターの入級相談に関すること。
- (2) 教育支援センターに通級する児童生徒の適応指導及び活動支援に関すること。
- (3) 不登校児童生徒及びその保護者の教育相談に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(職員)

第 5 条 教育支援センターに所長その他の必要な職員を置く。

2 前項の職員は、教育委員会事務局職員をもって充てることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 53 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書及び第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出

産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条の次に次の2条を加える。

（国民健康保険税の納税管理人）

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者は、市内に住所又は居所を有しない場合においては、市の区域内に住所若しくは居所を有する者（独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所若しくは居所を有する者（独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る国民健康保険税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（国民健康保険税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第25条の3 前条第2項の認定を受けていない国民健康保険税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第3項中「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第11項及び第12項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和6年度分及び令和7年度分における特例）

- 16 令和6年度分及び令和7年度分における第4条、第7条、第9条、第23条第1項第1号ア、ウ及びオ、同項第2号ア、ウ及びオ、同項第3号ア、ウ及びオ並びに同条第

2 項に規定する額は、それぞれ 2 分の 1 の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条に 1 項を加える改正規定及び第 2 4 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 2 条第 3 項ただし書及び第 2 3 条第 1 項の改正規定、附則第 3 項の改正規定並びに附則第 1 1 項及び第 1 2 項の改正規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第 2 3 条に 1 項を加える改正規定及び第 2 4 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 54 号

御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

御殿場市自転車等駐車場条例（平成 4 年御殿場市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規定する自転車」の次に「、同法第 17 条第 3 項に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第 3 条の表御殿場駅箱根乙女口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

南御殿場駅自転車等駐車場	御殿場市竈 702 番地の 3
--------------	-----------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例

御殿場市森林公園条例（平成 17 年御殿場市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中オを削り、カをオに、キをカに改める。

第 9 条第 1 項中「施設利用者のうち」を「施設利用者は」に改め、「有料施設を利用する者は、」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

利用料金上限額

区分		内容	金額		
			単位	通常	市民
乙女森林公園第 1 及び乙女森林公園第 2 共通	大人	入場料	1 人	1,000 円	500 円
	子ども（高校生以下）	入場料	1 人	500 円	0 円
	貸出しテント	1 張	1 張	4,000 円	2,000 円
乙女森林公園第 1	バーベキュー炉	1 炉	1 時間	1,000 円	500 円
	ロッジ	1 室	1 泊	14,000 円	7,000 円
	バンガロー	1 棟	1 泊	12,000 円	6,000 円
	テントサイト（駐車場あり）	1 区画	1 泊	2,000 円	1,000 円
	テントサイト（駐車場なし）	1 区画	1 泊	1,000 円	500 円

乙女森林公園第2	コテージA	1棟	1泊	17,000円	8,000円
	コテージB	1棟	1泊	21,000円	10,000円
	コテージC	1棟	1泊	25,000円	12,000円
	テントサイト（区画割）	1区画	1泊	5,000円	2,000円

備考

- 1 就学前の者は、入場料を無料とする。
- 2 「1泊」とは、午後1時から翌日の午前11時までの利用をいう。
- 3 ロッジ、バンガロー及びコテージの1泊の利用料金には、布団の貸出料金を含む。
- 4 連泊して使用する場合は、当該期間中の午前11時から午後1時までの利用料金を無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（使用料又は利用料金に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

議案第 56 号

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(御殿場市上水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市上水道事業給水条例（平成 10 年御殿場市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 24 条第 1 項及び第 29 条中「に 100 分の 110 を乗じて得た額」を削る。

第 34 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 37 条第 1 項第 1 号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第 1 中

「

950 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 120 円
1,300 円	30 m ³ を超え 50 m ³ まで 130 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで 140 円
1,700 円	100 m ³ を超えるもの 150 円
4,100 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 160 円
6,000 円	30 m ³ を超え 50 m ³ まで 170 円
10,000 円	50 m ³ を超え 100 m ³ まで 180 円
23,000 円	100 m ³ を超えるもの 190 円
3,500 円	100 m ³ を超えるもの 35 円

」を

「

1,045 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 132 円
---------	--

1, 430円	30 m ³ を超え50 m ³ まで 143円
1, 870円	50 m ³ を超え100 m ³ まで 154円 100 m ³ を超えるもの 165円
4, 510円	10 m ³ を超え30 m ³ まで 176円
6, 600円	30 m ³ を超え50 m ³ まで 187円
11, 000円	50 m ³ を超え100 m ³ まで 198円
25, 300円	100 m ³ を超えるもの 209円
3, 850円	100 m ³ を超えるもの 38円50銭

」に改める。

別表第2中

「

40, 000円
100, 000円
200, 000円
400, 000円
700, 000円
1, 300, 000円
市長が定める額

」を

「

44, 000円
110, 000円
220, 000円
440, 000円
770, 000円
1, 430, 000円
市長が定める額

」に改める。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 令和6年3月から令和9年2月までの間において徴収すべき料金は、第24条第1項の規定にかかわらず、1月につき別表第1の基本料金と従量料金との合計額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額（1円未満の端数がある場合は、そ

の端数を切り捨てた額)とする。

(御殿場市簡易水道給水条例の一部改正)

第2条 御殿場市簡易水道給水条例（平成10年御殿場市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第24条第1項及び第29条中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

第34条第2項及び第37条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第1中

「

680円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき80円
960円	
1,300円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき100円
3,200円	
4,700円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき140円
8,000円	
18,000円	

」を

「

748円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき88円
1,056円	
1,430円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき110円
3,520円	
5,170円	10 m ³ を超える分1 m ³ につき154円
8,800円	
19,800円	

」に改める。

別表第2中

「

36,000円
90,000円
180,000円
360,000円

630,000円
1,170,000円
市長が定める額

」を

「

39,600円
99,000円
198,000円
396,000円
693,000円
1,287,000円
市長が定める額

」に改める。

(御殿場市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第3条 御殿場市工業用水道事業給水条例（昭和60年御殿場市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第1号中「37円」を「40円70銭」に改め、同条第2号中「74円」を「81円40銭」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則の改正規定 令和6年3月1日
- (2) 前号以外の改正規定 令和6年4月1日

議案第 57 号

御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）の取得について

御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 取 得 物 件 御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）
- 2 取 得 の 方 法 指名競争入札
- 3 取 得 金 額 71,500,000 円
- 4 契約の相手方 静岡県三島市安久 652 番地の 3
東静岡調理機株式会社
代表取締役 中村 雅史

議案第 58 号

板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地処分について

板妻南工業団地開発第 3 期事業に係る土地を次のとおり処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 処分の目的

板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地を進出企業に処分するため

2 処分する土地の所在、地目、地積及び金額

所 在：御殿場市板妻字舟久保 7 3 5 番 1

地 目：宅地

地 積：18,681.36 平方メートル

金 額：463,297,728 円

議案第 59 号

御殿場市営駅南駐車場の指定管理者の指定について

御殿場市営駅南駐車場の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市営駅南駐車場
- 2 指定管理者 御殿場市川島田 1446 番地の 24
御殿場総合サービス株式会社
代表取締役 岸 泰弘
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 6 0 号

御殿場市総合体育施設の指定管理者の指定について

御殿場市総合体育施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年御殿場市条例第 1 4 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市総合体育施設
- 2 指定管理者 御殿場総合サービスグループ
代表団体 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4
御殿場総合サービス株式会社
代表取締役 岸 泰弘
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 1 号

御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理者の指定について

御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年御殿場市条例第 1 4 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市馬術・スポーツセンター
- 2 指定管理者 御殿場総合サービスグループ
代表団体 御殿場市川島田 1 4 4 6 番地の 2 4
御殿場総合サービス株式会社
代表取締役 岸 泰弘
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 2 号

秩父宮記念公園の指定管理者の指定について

秩父宮記念公園の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 秩父宮記念公園
- 2 指定管理者 御殿場総合サービスグループ
代表団体 御殿場市川島田 1446 番地の 24
御殿場総合サービス株式会社
代表取締役 岸 泰弘
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 63 号

御殿場市東山旧岸邸の指定管理者の指定について

御殿場市東山旧岸邸の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市東山旧岸邸
- 2 指定管理者 東京都港区元赤坂一丁目 5 番 8 号
株式会社虎玄
代表取締役 黒川 光晴
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 6 4 号

御殿場市小山町土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、御殿場市小山町土地開発公社定款を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市小山町土地開発公社定款の一部を変更する定款

御殿場市小山町土地開発公社定款（昭和 4 8 年 8 月 2 8 日静岡県知事認可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

御殿場市土地開発公社定款

第 2 条中「御殿場市小山町土地開発公社」を「御殿場市土地開発公社」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（設立団体）

第 3 条 公社の設立団体は、御殿場市とする。

第 5 条各号を次のように改める。

（1）理事 1 0 人以内（理事長、副理事長及び常任理事各 1 人を含む。）

（2）監事 2 人

第 6 条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理し、理事長、副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

第 1 5 条第 1 項第 4 号中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第 1 8 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 1 8 条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、2 0 0 万円とする。

第 23 条中「市町」を「御殿場市」に改める。

第 24 条第 2 項を次のように改める。

2 公社が解散した場合における残余財産は、御殿場市に帰属する。

附 則

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 1 項第 4 号並びに第 18 条第 1 項の変更規定については、静岡県知事の認可を受けた日から施行する。

議案第 6 5 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
6144号線	御 殿 場 市 印 野 1 5 5 7 番 1 地 先	御 殿 場 市 印 野 1 5 5 7 番 1 地 先	

議案第 6 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2207号線	御殿場市萩原1311番2地先	御殿場市萩原1283番28地先	
2208号線	御殿場市御殿場94番1地先	御殿場市御殿場445番2地先	
3720号線	御殿場市大坂271番21地先	御殿場市大坂271番21地先	
4609号線	御殿場市板妻739番1地先	御殿場市板妻739番11地先	
5369号線	御殿場市茱萸沢291番11地先	御殿場市茱萸沢267番11地先	
5370号線	御殿場市茱萸沢453番11地先	御殿場市茱萸沢546番1地先	
5371号線	御殿場市茱萸沢265番1地先	御殿場市仁杉1472番地先	
5372号線	御殿場市茱萸沢1060番31地先	御殿場市茱萸沢497番9地先	
6199号線	御殿場市印野1549番12地先	御殿場市板妻584番7地先	

同意第 2 号

御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を御殿場市固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名	住 所	生年月日
三澤 五朗		